

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

(契 印 省 略)

自動車運転者の労働条件確保のための地方運輸機関との
合同監督・監査の実施について

一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）に対する地方運輸機関との合同監督・監査については、平成 18 年 2 月 13 日付け基監発第 0213001 号「タクシー事業場に対する地方運輸機関との合同監督・監査の実施について」により指示しているところであるが、今般、一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）以外の一般旅客自動車運送事業（バス）及び一般貨物自動車運送事業（トラック）に対しても合同監督・監査を下記により実施することとしたので、その実施に遺憾なきを期されたい。

なお、本件については、国土交通本省と協議済みであることを申し添える。

おって、平成 18 年 2 月 13 日付け基監発第 0213001 号「タクシー事業場に対する地方運輸機関との合同監督・監査の実施について」は本通達をもって廃止する。

記

1 合同監督・監査の目的

労働基準監督機関が有する行政指導及び司法処分の権限並びに地方運輸機関が有する行政指導及び行政処分の権限を合同監督・監査を契機として行使することにより、効果的な指導を行い、もって自動車運転者の労働時間等の労働条件の確保・改善を図るものであること。

2 合同監督・監査の対象事業場

一般旅客自動車運送事業（タクシー、バス）及び一般貨物自動車運送事業（トラック）のうち長時間労働等自動車運転者の労働条件の確保に問題があると認められる事業場について、都道府県労働局と地方運輸支局が協議の上、決定すること。

3 合同監督・監査の実施時期

実施時期は平成20年4月1日以降、秋の全国交通安全運動実施時期を中心とすること。

4 合同監督・監査の実施方法

合同監督・監査の具体的実施方法については、次に定めるところによるほか、都道府県労働局と地方運輸支局との間で必要な調整を行うこと。

なお、合同監督・監査を行った事業場については、相互通報制度の対象とはしないこと。

(1) 合同監督・監査は、原則として予告することなく実施すること。

(2) 合同監督・監査において、両機関が確認した事実の共有化を図り、当該事実を基に各々がその所管法令等を適用し、行政処分や行政指導を行うこと。